

新たな不正経理⑤と県庁再発防止策

5月28日に公表された「公社等外郭団体」の不正経理処理について、不適正額の中に業者帳簿と突合できなかつたものは、全く含まれていませんでした。

《6月定例県議会での質疑応答》



突合できないものについて、不適正額の推定値をどのように算定するか。

必要に応じて、ご指摘の突合できなかったものについての不適正額の推定が必要に応じてなされるように、適切に指導してまいります。

(小宮総務部長)

8月27日の9月定例県議会の開会日、「公社等外郭団体の不適正経理処理額について」以下のような公表がありました。

【不突合額に係る不適正額の推計】

(単位：千円)

No.	団体名	調査対象額①	突合額②	不正正額 (納品ベース) ③	不突合額④ (①-②)	推定額⑤	推定額を加えた不正正額 (③+⑤)
1	(福)千葉県身体障害者福祉事業団	167,566	19,231	1,186	149,335	3,351	4,537
2	(福)千葉県社会福祉事業団	46,799	35,173	21,819	11,626	6,386	28,205
3	(財)千葉県環境財団	16,856	10,747	1,097	6,109	305	1,402
4	(財)千葉県文化振興財団	29,387	11,391	8,976	17,996	4,557	13,533
5	(財)千葉県産業振興センター	108,920	21,723	11,032	85,197	36,532	47,564
6	(財)かずさティール・エヌ・エー研究所	30,307	30,038	11,704	269	24	11,728
7	(株)かずさアカデミアパーク	3,367	3,367	60	0	0	60
8	(財)千葉県観光公社	20,868	19,859	355	1,009	2	357
9	(財)ちば国際コンベンションビューロー	8,103	6,354	1,864	1,749	566	2,430
10	(財)千葉県勝浦海中公園センター	4,520	4,513	391	7	1	392
11	(財)千葉県水産振興公社	1,412	323	1,028	1,089	796	1,824
12	(財)千葉県まちづくり公社	66,189	39,337	7,926	26,852	4,683	12,609
13	(財)千葉県建設技術センター	43,816	43,816	1,549	0	0	1,549
14	千葉県道路公社	35,263	12,467	336	22,796	773	1,109
15	(財)千葉県下水道公社	22,290	15,390	38	6,900	27	65
16	(財)千葉県教育振興財団	155,773	55,987	7,164	99,786	8,893	16,057
合計		759,436	329,716	76,525	429,720	66,896	143,421

約2倍になりました。

- ・ 原則として、県における全庁調査方式と同様にする。
- ・ 突合額に係る不適正額+不突合額に係る不適正額=推定値を加えた不適正額  
〔76, 525千円〕 〔66, 896千円〕 〔143, 421千円〕

### 《6月定例県議会での質疑応答》



県が支出した委託料、補助金の総額はいくらか？また、今後どのように調査し、いつ結果を発表する予定か？

県に対する補助金、委託料の返還、団体職員の団体に対する返還などにつきまして、詳細に検討を行っていく。

(小宮総務部長)

#### 【県支出金の返還】

- ・ 不適正な経理処理により、効率的な事務執行を妨げられると想定される額について
- ・ 支出伝票の内容とは異なる物品などとして業務に使用、あるいは、備品など他の支出科目が納入されたなどのb c分類に該当する部分については、約10%を相当額
- ・ 14団体の返還予定額：4, 514千円
- ・ 返還方法：22年度内一括返済（分割も可能）

#### 【その他の返還】

- ・ 団体職員による返済：県における取り扱いに準じ、各団体で判断する。
- ・ 国庫補助金の返済：今後、国と協議
- ・ プール金：各団体において、当該業者から各団体への返還を進め、解消に図る。

#### 不適正経理問題再発防止の取り組みについて

総務課行政改革推進室（8月28日報告）

不適正経理問題における再発防止と、内部牽制機能の強化を図るため、収入・支出証拠書類の保存期間の延長及び内部通報制度の充実を行う。

- 1、 収入・支出証拠書類の保存期間の延長（平成23年4月1日より施行）
  - ・ 不正経理調査特別委員会の提言を受け、収入・支出関係書類の保存期間を原則3年から**5年に延長**（この改正により、支出証拠書類の約8割が延長される）
- 2、 内部通報制度の充実（平成22年8月26日より施行）
  - ・ 匿名通報について、「客観的に事実が説明できる資料があるとき」

↓  
「調査行うにあたって**必要な事実を把握できると認められる情報がある場合**」

県庁帳簿類の保存期間の延長、内部通報制度の充実、公社等外郭団体不正経理における不突合額に係る推定値について、川本さんが「不正経理調査特別委員会」や6月議会及び県土整備常任委員会で提案してきたことです。

まだまだ、他にも改善すべきところはたくさんあると思いますが、秋田県職員の方が言われた「意識が変わった」「職員生命を掛けてまで、破る人はいない」という言葉の背景になった、きちんとした反省と厳しい処分をまずすべきだと思います。

